

平成30年第3回

瑞浪市議会定例会議案

平成30年8月29日

目 次

承第7号	専決処分の承認について（平成30年度専第9号 平成30年度瑞浪市一般会計補正予算（第4号））	1
議第54号	瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	4
議第55号	瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	7
議第56号	市道路線の認定について	8
議第57号	市道路線の廃止について	9
議第58号	市道路線の認定について	10
議第59号	市道路線の認定について	11
議第60号	市道路線の認定について	12
議第61号	市道路線の認定について	13
議第62号	市道路線の認定について	14
議第63号	市道路線の認定について	15
議第64号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	16
議第65号	瑞浪市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	17
議第66号	平成30年度瑞浪市一般会計補正予算（第5号）	18
議第67号	平成30年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	23
認第1号	平成29年度瑞浪市一般会計決算の認定について	26
認第2号	平成29年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について	27
認第3号	平成29年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計決算の認定について	28
認第4号	平成29年度瑞浪市介護保険事業特別会計決算の認定について	29
認第5号	平成29年度瑞浪市介護サービス事業特別会計決算の認定について	30
認第6号	平成29年度瑞浪市駐車場事業特別会計決算の認定について	31
認第7号	平成29年度瑞浪市水道事業会計決算の認定について	32
認第8号	平成29年度瑞浪市下水道事業会計決算の認定について	33

承第7号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年8月29日 提出

瑞浪市長 水野光二

専第9号

平成30年度瑞浪市一般会計補正予算（第4号）

平成30年度瑞浪市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,291,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年7月13日 専決

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		2,871,123	6,500	2,877,623
	2 国庫補助金	1,043,857	6,500	1,050,357
21 市債		2,593,100	6,500	2,599,600
	1 市債	2,593,100	6,500	2,599,600
歳入合計		17,278,600	13,000	17,291,600

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 災害復旧費		0	13,000	13,000
	1 土木施設 災害復旧費	0	13,000	13,000
歳出合計		17,278,600	13,000	17,291,600

第2表 地方債補正

(追加)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
現年土木施設 補助災害復旧事業	6,500	普通 貸借 又は 証券 発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

議第 5 4 号

瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 8 月 2 9 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 5 項中「次条第 2 号」を「次条第 1 項第 2 号」に改める。

第 6 条各号列記以外の部分中「第 7 条第 1 項」を「次条第 1 項」に改め、同条第 2 号中「いう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同条に次の 2 項を加える。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 2 号の規定を適用しないことができる。
 - (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第 16 条第 2 項第 3 号中「前第 2 号」を「前 2 号」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第 22 条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第 23 条第 2 項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第 3 項において同じ。))において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

第 45 条中「第 6 条第 1 号及び第 2 号」を「第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号」に改める。

附則第 2 項中「この条例の施行の日の」を「この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の」に改め、「者」の次に「(次項において「施設等」という。)」を加え、「この条例の施行の日から」を「施行日から」に改める。

附則第 9 項を第 10 項とする。

附則第 8 項中「附則第 6 項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第 9 項とし、附則中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とする。

附則第 5 項中「この条例の施行の日」を「施行日」に改め、同項を附則第 6 項とする。

附則第4項中「この条例の施行の日」を「施行日」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第3項中「第6条本文」を「第6条第1項本文」に、「この条例の施行の日」を「施行日」に改め、同項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第2条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 5 5 号

瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 8 月 2 9 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例

瑞浪市火災予防条例（昭和 3 7 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 8 条」を「第 4 9 条」に、「第 4 9 条・第 5 0 条」を「第 5 0 条・第 5 1 条」に改める。

第 5 0 条を第 5 1 条とする。

第 4 9 条の前の見出しを削り、同条を第 5 0 条とする。

第 4 8 条中「手続き」を「手続」に改め、第 6 章中同条を第 4 9 条とし、第 4 7 条の次に次の 1 条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第 4 8 条 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令又はこれに基づく命令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第 1 項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

議第 5 6 号

市道路線の認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

平成30年8月29日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

番号	市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1	1660	西半入道・西定線	土岐町字西半入道3621番3地先 釜戸町字西定575番1地先	

議第 5 7 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条の規定に基づき、市道路線を次のとおり廃止するものとする。

平成 3 0 年 8 月 2 9 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

番号	市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1	3 6 9	天徳線	土岐町字一色ヶ平 6 6 3 番地先 土岐町字寺屋敷 9 8 5 番 4 7 地先	

議第 5 8 号

市道路線の認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

平成30年8月29日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

番号	市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1	1661	天徳線	土岐町字松ヶ下1番7地先 土岐町字寺屋敷985番47地先	

議第 5 9 号

市道路線の認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

平成30年8月29日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

番号	市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1	1662	中入洞1号線	山田町字中入洞114番26地先 山田町字中入洞114番19地先	

議第 6 0 号

市道路線の認定について

道路法(昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号)第 8 条の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

平成 3 0 年 8 月 2 9 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

番号	市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1	1 6 6 3	中入洞 2 号線	山田町字中入洞 1 1 4 番 3 6 地先 山田町字中入洞 1 1 4 番 3 5 地先	

議第 6 1 号

市道路線の認定について

道路法(昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号)第 8 条の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

平成 3 0 年 8 月 2 9 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

番号	市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1	1 6 6 4	中入洞 3 号線	山田町字中入洞 1 1 4 番 1 0 地先 山田町字中入洞 1 1 4 番 6 1 地先	

議第 6 2 号

市道路線の認定について

道路法(昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号)第 8 条の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

平成 3 0 年 8 月 2 9 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

番号	市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1	1 6 6 5	中入洞 4 号線	山田町字中入洞 1 1 4 番 2 4 地先 山田町字中入洞 1 1 4 番 3 8 地先	

議第 6 3 号

市道路線の認定について

道路法(昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号)第 8 条の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

平成 3 0 年 8 月 2 9 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

番号	市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1	1 6 6 6	中入洞 5 号線	山田町字中入洞 1 1 4 番 2 7 地先 山田町字中入洞 1 1 4 番 1 8 地先	

議第 6 4 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

平成 3 0 年 8 月 2 9 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

氏 名	住 所	生 年 月 日
小 木 曾 曉 美		

議第 6 5 号

瑞浪市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

瑞浪市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

平成 3 0 年 8 月 2 9 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

氏 名	住 所	生 年 月 日
可 児 恵 太		

議第 6 6 号

平成 3 0 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 5 号）

平成 3 0 年度瑞浪市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 6 2 , 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 7 , 8 5 3 , 6 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 既定の地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 3 0 年 8 月 2 9 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金		76,337	140	76,477
	1 分担金	18,090	140	18,230
14 国庫支出金		2,877,623	36,321	2,913,944
	1 国庫負担金	1,819,262	37,800	1,857,062
	2 国庫補助金	1,050,357	1,479	1,048,878
15 県支出金		1,174,902	3,153	1,178,055
	2 県補助金	558,483	3,153	561,636
17 寄附金		71,180	2,500	73,680
	1 寄附金	71,180	2,500	73,680
18 繰入金		457,653	28,850	428,803
	1 基金繰入金	429,776	30,564	399,212
	2 財産区繰入金	27,877	1,714	29,591
19 繰越金		100,000	542,736	642,736
	1 繰越金	100,000	542,736	642,736
21 市債		2,599,600	6,000	2,605,600
	1 市債	2,599,600	6,000	2,605,600
歳入合計		17,291,600	562,000	17,853,600

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,700,819	241,581	1,942,400
	1 総務管理費	1,362,570	241,581	1,604,151
3 民生費		5,056,230	485	5,055,745
	1 社会福祉費	2,620,459	485	2,619,974
4 衛生費		1,341,506	7,600	1,349,106
	3 環境費	105,482	7,600	113,082
6 農林水産業費		500,522	1,154	501,676
	2 林業費	29,754	1,154	30,908
7 商工費		401,764	5,499	407,263
	1 商工費	401,764	5,499	407,263
8 土木費		1,218,851	27,003	1,245,854
	1 土木管理費	73,918	7,600	66,318
	2 道路橋梁費	691,106	28,703	719,809
	3 河川費	37,749	5,900	43,649
9 消防費		599,661	1,155	600,816
	1 消防費	599,661	1,155	600,816
10 教育費		4,036,480	29,180	4,065,660
	1 教育総務費	253,646	1,003	252,643
	2 小学校費	170,267	20,000	190,267
	3 中学校費	2,601,162	7,300	2,608,462
	5 社会教育費	366,389	2,883	369,272
11 公債費		1,582,801	190,913	1,773,714
	1 公債費	1,582,801	190,913	1,773,714
14 災害復旧費		13,000	58,400	71,400
	1 土木施設 災害復旧費	13,000	58,400	71,400
歳出合計		17,291,600	562,000	17,853,600

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
予 防 接 種 委 託 料	平成30年度から 平成31年度まで	44,638
医 師 ・ 歯 科 医 師 等 出 務 委 託 料	平成30年度から 平成31年度まで	2,813
予 防 接 種 ワ ク チ ン 購 入 費	平成30年度から 平成31年度まで	25,093
血 液 検 査 委 託 料	平成30年度から 平成31年度まで	1,973
バ ス 路 線 維 持 対 策 業 務 委 託 料	平成30年度から 平成33年度まで	145,200
デ マ ン ド 交 通 運 行 業 務 委 託 料	平成30年度から 平成33年度まで	28,500
過 年 土 木 施 設 補 助 災 害 復 旧 工 事 請 負 費	平 成 3 1 年 度	6,300

(変更)

(単位:千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
が ん 検 診 等 委 託 料	平成30年度から 平成31年度まで	23,600	補正前に同じ	38,475

第3表 地方債補正

(追加)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校施設 空調整備事業	15,000	普通 貸借 又は 証券 発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
中学校施設 空調整備事業	4,800			
現年土木施設 単独災害復旧事業	1,700			

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市道等整備 交付金事業	138,300	普通 貸借 又は 証券 発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。	148,600	補正 前に 同じ	補正 前に 同じ	補正 前に 同じ
南垣外北野線 道路改良事業(辺地)	140,000				100,000			
県営急傾斜地 崩壊対策負担事業	4,100				4,600			
臨時財政対策債	600,000				594,900			
現年土木施設 補助災害復旧事業	6,500				25,300			

議第 6 7 号

平成 3 0 年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 3 0 年度瑞浪市の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 1 5 , 1 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 , 5 3 7 , 5 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

平成 3 0 年 8 月 2 9 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8繰越金		4,550	115,100	119,650
	1繰越金	4,550	115,100	119,650
歳入合計		3,422,400	115,100	3,537,500

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5諸支出金		4,550	115,100	119,650
	1償還金及び 還付加算金	4,550	115,100	119,650
歳出合計		3,422,400	115,100	3,537,500

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限度額
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 運 営 業 務 委 託 料	平 成 3 0 年 度 か ら 平 成 3 3 年 度 ま で	95,000

認第1号

平成29年度瑞浪市一般会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を添えて別紙のとおり認定に付する。

平成30年8月29日 提出

瑞浪市長 水野光二

1 平成29年度瑞浪市一般会計決算

認第2号

平成29年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を添えて別紙のとおり認定に付する。

平成30年8月29日 提出

瑞浪市長 水野光二

- 1 平成29年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計決算

認第3号

平成29年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を添えて別紙のとおり認定に付する。

平成30年8月29日 提出

瑞浪市長 水野光二

- 1 平成29年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計決算

認第4号

平成29年度瑞浪市介護保険事業特別会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を添えて別紙のとおり認定に付する。

平成30年8月29日 提出

瑞浪市長 水野光二

- 1 平成29年度瑞浪市介護保険事業特別会計決算

認第5号

平成29年度瑞浪市介護サービス事業特別会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を添えて別紙のとおり認定に付する。

平成30年8月29日 提出

瑞浪市長 水野光二

1 平成29年度瑞浪市介護サービス事業特別会計決算

認第6号

平成29年度瑞浪市駐車場事業特別会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を添えて別紙のとおり認定に付する。

平成30年8月29日 提出

瑞浪市長 水野光二

- 1 平成29年度瑞浪市駐車場事業特別会計決算

認第7号

平成29年度瑞浪市水道事業会計決算の認定について

次の決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を添えて別紙のとおり認定に付する。

平成30年8月29日 提出

瑞浪市長 水野光二

1 平成29年度瑞浪市水道事業会計決算

認第8号

平成29年度瑞浪市下水道事業会計決算の認定について

次の決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を添えて別紙のとおり認定に付する。

平成30年8月29日 提出

瑞浪市長 水野光二

1 平成29年度瑞浪市下水道事業会計決算

